

給与等に関する報告資料

目 次

職員給与関係資料

令和3年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員数、平均給与月額及び職員構成等	2
第2表 事務部局別、給料表別、職務の級別、性別職員数	4
第3表 給料表別職員給与額	8
第4表 職員構成一覧	10
第5表 給料表別、職務の級別、号俸別職員数	12
行政職給料表	12
研究職給料表	13
医療職給料表(1)	14
医療職給料表(2)	15
医療職給料表(3)	16
学校栄養職給料表	17
事務職給料表	18
一般職給料表	19
警察研究職給料表	20
教育職給料表(1)	21
教育職給料表(2)	22
教育職給料表(3)	23
警察職給料表	24
特定任期付職員給料表	25
技能労務職給料表	26
第6表 給料表別、年齢別職員数	28
第7表 給料表別、職務の級別平均給料月額	30
第8表 給料の特別調整額の支給状況	32
第9表 扶養手当の支給状況	34
第10表 地域手当の支給状況	36
第11表 住居手当の支給状況	38
第12表 通勤手当の支給状況	40
第13表 単身赴任手当の支給状況	42
第14表 本県職員及び国家公務員の平均給与月額等の推移	44
第15表 再任用職員の給料表別、職務の級別職員数	45

民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	46
第16表 産業別、規模別調査事業所数	48
第17表 給与改定の状況	48
第18表 定期昇給の実施状況	49
第19表 初任給の改定状況	49
第20表 初任給	49
第21表 家族（扶養）手当の支給状況	50
第22表 在宅勤務手当の支給状況	50
第23表 特別給の支給状況	51
第24表 冬季賞与の配分状況	51
第25表 職種別平均給与額等	52
給与比較職種	52
その他の職種	53
第26表 定年制の状況	54
第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	54
第28表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	54

生計費、労働経済統計関係資料

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費	55
第30表 労働経済指標	56

参 考

人事院勧告等の概要	58
-----------	----

職員給与関係資料

令和3年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法第8条第1項第1号の規定により、職員の給与等の実態を把握し、併せて給与制度の研究上必要な各種資料を得ることを目的として実施しました。

2 調査対象職員

令和3年4月1日現在において在職する職員（同日付け退職者を除く。）で、一般職の職員の給与に関する条例、長野県学校職員の給与に関する条例、長野県警察職員の給与に関する条例、任期付職員の採用等に関する条例及び任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける者を対象としました。

ただし、次に掲げる職員は除外し、技能労務に従事する職員については参考までに調査しました。

- ・ 休職者
- ・ 育児休業中の職員
- ・ 自己啓発等休業中の職員
- ・ 配偶者同行休業中の職員
- ・ 育児短時間勤務の職員
- ・ 任期付短時間勤務（育児短時間代替）の職員
- ・ 臨時的任用職員
- ・ 無給休暇中の職員
- ・ 再任用職員（ただし第15表において人数のみ調査しました。）
- ・ 会計年度任用職員

3 調査の内容

令和3年4月分の給与及び令和3年4月1日現在の年齢、学歴、経験年数等について調査を実施しました。

第1表 職員数、平均給与月額及び職員構成等

		職員数	平均給与月額				
			給料	教職調整額	扶養手当	地域手当	その他
令和3年4月	一般職員	6,265	337,463		8,449	6,657	17,103
	うち行政職員	5,466	336,064		8,616	6,408	15,799
	教育職員	13,734	367,596	12,845	8,842	6,735	19,311
	警察官	3,458	327,209		11,608	5,931	10,848
	特定任期付職員等	2	725,300			12,330	
	計	23,459	353,626	7,520	9,144	6,596	17,472
令和2年4月	一般職員	6,263	340,625		8,914	6,781	16,410
	うち行政職員	5,480	338,863		9,049	6,539	15,131
	教育職員	13,938	369,332	12,929	9,045	6,765	18,930
	警察官	3,437	326,210		11,504	5,896	11,049
	特定任期付職員等	3	725,300			12,330	
	計	23,641	355,503	7,622	9,367	6,644	17,114
増減又は 対前年比	一般職員	2	△ 0.9		△ 5.2	△ 1.8	4.2
	うち行政職員	△ 14	△ 0.8		△ 4.8	△ 2.0	4.4
	教育職員	△ 204	△ 0.5	△ 0.6	△ 2.2	△ 0.4	2.0
	警察官	21	0.3		0.9	0.6	△ 1.8
	特定任期付職員等	△ 1	0.0			0.0	
	計	△ 182	△ 0.5	△ 1.3	△ 2.4	△ 0.7	2.1
令和3年4月	技能労務職員	人	円	円	円	円	円
令和2年4月		4	315,888		5,375	5,461	
増減又は対前年比		△ 1	△ 0.2	0.0	△ 59.7	△ 1.2	0.0

- (注) 1 一般職員とは、行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、
 2 行政職員とは、行政職給料表、事務職給料表(小中学校)及び一般職給料表(警察)の適用を受ける職員です。
 3 特定任期付職員等とは、任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項、任期付研究員の採用等に関する条例第5条第
 4 技能労務職員とは、職員の任用に関する規則別表第1に掲げる職にある職員です。
 5 給料には、給料の調整額を含みます。
 6 平均給与月額の「その他」欄は、給料の特別調整額、義務教育等教員特別手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任
 7 特定任期付職員等は、平均経験年数の算定に含まれていません。

額	平均年齢	平均 経験年数	学 歴 別 構 成				男 女 別 構 成	
			大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男	女
計	歳	年	%	%	%	%	%	%
円	歳	年	%	%	%	%	%	%
369,672	44.1	21.7	68.6	13.6	17.8		67.4	32.6
366,887	44.2	22.0	66.5	13.1	20.4		70.0	30.0
415,329	44.7	21.8	94.5	4.8	0.7		53.8	46.2
355,596	37.7	16.3	61.9	4.0	34.1		89.7	10.3
737,630	72.1		100.0				100.0	
394,358	43.5	21.0	82.8	7.0	10.2		62.7	37.3
372,730	44.5	22.2	67.5	13.5	19.0		68.7	31.3
369,582	44.5	22.5	65.3	13.0	21.7		71.0	29.0
417,001	44.9	22.1	94.4	4.9	0.7		54.4	45.6
354,659	37.6	16.2	61.6	3.9	34.5		90.7	9.3
737,630	70.1		100.0				100.0	
396,250	43.8	21.3	82.5	7.0	10.5		63.4	36.6
%	歳	年	%	%	%	%	%	%
△ 0.8	△ 0.4	△ 0.5	1.1	0.1	△ 1.2		△ 1.3	1.3
△ 0.7	△ 0.3	△ 0.5	1.2	0.1	△ 1.3		△ 1.0	1.0
△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.1	△ 0.1	0.0		△ 0.6	0.6
0.3	0.1	0.1	0.3	0.1	△ 0.4		△ 1.0	1.0
0.0	2.0		0.0				0.0	
△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.3	0.0	△ 0.3	0.0	△ 0.7	0.7
円	歳	年	%	%	%	%	%	%
322,897	55.1	34.0		33.3	66.7		100.0	
326,724	55.5	33.4	25.0	25.0	50.0		100.0	
%								
△ 1.2	△ 0.4	0.6	△ 25.0	8.3	16.7	0.0	0.0	0.0

事務職給料表（小中学校）、一般職給料表（警察）及び警察研究職給料表の適用を受ける職員です。

1項及び第2項の給料表の適用を受ける職員です。

手当、特勤手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計です。

第2表 事務部局別、給料表別、職務の級別、性別職員数

		行政職・事務職・一般職										研究職・警察研究職					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	小計	1級	2級	3級	4級	5級	小計
知事の事務部局	男	241	450	345	816	630	333	189	38	16	3,058	1	45	158	30	8	242
	女	255	227	112	196	87	25	14	3		919		15	26	3		44
労働委員会の事務部局	男		1			1		1	1		4						
	女		1								1						
選挙管理委員会の事務部局	男					1					1						
	女			1							1						
議会の事務部局	男		5	4	7	3	3	3		1	26						
	女	1		3	2	3					9						
人事委員会の事務部局	男		2	2		1		1		1	7						
	女			2	2	1					5						
監査委員の事務部局	男				1	3	2	1	1		8						
	女				2	2					4						
教育委員会の事務部局	男	6	14	23	22	11	11	14	7	1	109						
	女	18	20	5	15	7	4	1	1		71						
県立学校の事務職員等	男	15	4	29	93	60	27	8			236						
	女	12	7	11	79	19	7	2			137						
市町村立学校の事務職員等	男	16	62	23	55	11	2				169						
	女	43	43	35	162	30	6				319						
教育職員	男																
	女																
警察本部	男	21	46	30	58	19	21	10	1		206		8	4	4		16
	女	42	55	15	55	7	1	1			176		2	2			4
合計	男	299	584	456	1,052	740	399	227	48	19	3,824	1	53	162	34	8	258
	女	371	353	184	513	156	43	18	4		1,642		17	28	3		48
	計	670	937	640	1,565	896	442	245	52	19	5,466	1	70	190	37	8	306

医療職 (1)						医療職 (2) ・ 学校栄養職							医療職 (3)							計					
1級	2級	3級	4級	小計		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計		1級	2級	3級	4級	5級			6級	小計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1	2	9	12	18	5	33	13	12	41	10	8	117	251		5	2	4	2		13	171	3,442	4,703	
	1		5	6			39	11	15	52	11	1	134		50	16	10	73	9	158		1,261			
																						4	5		
																						1	2		
																						26	35		
																						7	12		
																						8	12		
										1			1	1	1						1	1	109	182	
							3	6		4			13	13								236	386		
							1						1	35								170	523		
						16	6	1	1	10			34									353			
																1	1		1		3	3	222	405	
	1	2	9	12			34	13	12	41	10	8	118		5	2	4	2			13		4,225		
	1		5	6	21	48	18	16	67	11	1		182		52	17	10	74	9		162		2,040		
	2	2	14	18	21	82	31	28	108	21	9		300		57	19	14	76	9		175		6,265		

		教 育 職 (1)							教 育 職 (2)					教 育 職 (3)					計					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	小 計	1 級	2 級	3 級	4 級	小 計	1 級	2 級	3 級	4 級	小 計						
知事の 事務部局	男																							
	女																							
労働委員 会の事務 部局	男																							
	女																							
選挙管理 委員会の 事務部局	男																							
	女																							
議会の 事務部局	男																							
	女																							
人事委員 会の事務 部局	男																							
	女																							
監査委員 事務局	男																							
	女																							
教育委員 会の事務 部局	男																							
	女																							
県立学校 の事務職 員等	男																							
	女																							
市町村立 学校の事 務職員等	男																							
	女																							
教育職員	男		3	2	4	3	1	13	55	117	2,235	130	94	2,576	4,350	79	3,824	435	464	4,802	9,329	7,391	13,734	
	女		19	12	6	5		42		146	1,594	25	9	1,774		266	4,046	131	84	4,527	6,343			
警察本部	男																							
	女																							
合 計	男		3	2	4	3	1	13		117	2,235	130	94	2,576		79	3,824	435	464	4,802		7,391		
	女		19	12	6	5		42		146	1,594	25	9	1,774		266	4,046	131	84	4,527		6,343		
	計		22	14	10	8	1	55		263	3,829	155	103	4,350		345	7,870	566	548	9,329		13,734		

警 察 職										特定任 期付職 員等	合 計		技 能 勞 務 職							
1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	合 計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
											2	2	3,444	4,705						
													4	5						
													1	2						
													26	35						
													7	12						
													8	12						
													109	182						
													236	386		1	2		3	3
													170	523						
													7,391	13,734						
													6,343							
320	681	675	807	452	75	49	28	14	3,101				3,323	3,863						
97	113	77	58	9	2	1			357				540							
320	681	675	807	452	75	49	28	14	3,101		2		14,719			1	2			3
97	113	77	58	9	2	1			357				8,740							
417	794	752	865	461	77	50	28	14	3,458		2		23,459			1	2			3

第3表 給料表別職員給与額

			職員数	平均給		
				給料月額	給料の調整額	教職調整額
			人	円	円	円
一般	行政職員	行政職	4,596	339,049	87	
		事務職	488	327,215		
		一般職	382	310,411		
		小計	5,466	335,991	73	
職員		研究職	286	368,007		
		医療職(1)	18	550,733		
		医療職(2)	265	327,436	666	
		医療職(3)	175	333,565		
		学校栄養職	35	285,966		
		警察研究職	20	339,460		
		計	6,265	337,372	91	
教育職員		教育職(1)	55	417,036		
		教育職(2)	4,350	371,839		13,768
		教育職(3)	9,329	365,326		12,491
		計	13,734	367,596		12,845
警察官		警察職	3,458	327,165	44	
		特定任期付職員等	2	725,300		
合計			23,459	353,595	31	7,520
技能労務職員			3	315,333		

(注) 平均給与月額「その他」欄は、給料の特別調整額、義務教育等教員特別手当、住居手当、(準ずる手当を含む。)の合計です。

与 月 額				令和2年4月の 平均給与月額	対前年比
扶養手当	地域手当	その他	計		
円	円	円	円	円	%
9,042	6,563	17,091	371,832	375,281	△ 0.9
6,610	5,674	7,436	346,935	347,264	△ 0.1
6,050	5,477	10,942	332,880	330,510	0.7
8,616	6,408	15,799	366,887	369,582	△ 0.7
10,365	6,678	21,669	406,719	412,809	△ 1.5
9,806	103,748	344,317	1,008,604	1,011,831	△ 0.3
6,357	6,003	23,493	363,955	365,430	△ 0.4
4,351	5,809	8,535	352,260	361,706	△ 2.6
3,571	4,922	7,563	302,022	317,311	△ 4.8
6,300	6,123	20,695	372,578	374,406	△ 0.5
8,449	6,657	17,103	369,672	372,730	△ 0.8
4,845	7,254	16,720	445,855	439,792	1.4
8,933	6,796	16,522	417,858	419,901	△ 0.5
8,823	6,703	20,627	413,970	415,484	△ 0.4
8,842	6,735	19,311	415,329	417,001	△ 0.4
11,608	5,931	10,848	355,596	354,659	0.3
	12,330		737,630	737,630	0.0
9,144	6,596	17,472	394,358	396,250	△ 0.5
2,167	5,397		322,897	326,724	△ 1.2

初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当

第4表 職員構成一覽

		一 般 職 員										
		行 政 職 員				研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	学 校 栄養職	警 察 研究職	計
		行政職	事務職	一般職	小計							
平均年齢 (歳)	1 級	30.4	31.1	24.7	29.9	X		39.5		35.8		30.2
	2 級	30.3	33.3	31.3	30.7	29.8	48.4	32.1	32.9	33.8	29.6	30.9
	3 級	38.8	42.3	38.4	39.1	46.0	44.7	38.8	37.8	X	43.9	40.5
	4 級	49.1	49.4	49.4	49.2	57.3	56.5	38.4	41.2	X	55.9	49.2
	5 級	53.6	57.2	53.1	53.8	58.6		48.7	50.3	52.8		53.1
	6 級	55.9	59.4	55.9	55.9			58.3	56.1			56.0
	7 級	56.8		58.3	56.9			58.0				56.9
	8 級	57.0		X	57.1							57.1
	9 級	58.0			58.0							58.0
		計	44.6	43.7	40.2	44.2	44.3	54.3	42.7	42.9	40.5	39.1
平均経験年数 (年)	1 級	6.3	10.0	4.1	6.5	X		14.2		12.2		6.7
	2 級	7.7	11.5	9.4	8.3	6.3	25.6	7.5	8.4	11.7	6.0	8.2
	3 級	15.9	20.1	16.1	16.3	22.5	18.1	13.8	12.7	X	20.8	17.5
	4 級	27.3	29.0	28.5	27.6	34.4	30.3	13.9	18.9	X	33.0	27.5
	5 級	31.8	36.7	31.9	32.0	35.6		25.8	27.0	32.1		31.1
	6 級	33.8	39.7	37.0	34.1			35.5	33.8			34.2
	7 級	33.9		39.7	34.2			35.5				34.2
	8 級	34.4		X	34.6							34.6
	9 級	34.0			34.0							34.0
		計	22.2	22.7	19.0	22.0	20.9	28.5	18.9	19.1	18.2	15.8
学歴別構成	大学卒 (人)	3,315	165	154	3,634	279	18	218	116	11	20	4,296
	(%)	72.1	33.8	40.3	66.5	97.6	100.0	82.3	66.3	31.4	100.0	68.6
	短大卒 (人)	541	113	64	718	7		47	59	24		855
	(%)	11.8	23.2	16.8	13.1	2.4		17.7	33.7	68.6		13.6
高校卒 (人)	740	210	164	1,114							1,114	
(%)	16.1	43.0	42.9	20.4							17.8	
中学卒 (人)												
(%)												
男女別構成	男 (人)	3,449	169	206	3,824	242	12	117	13	1	16	4,225
	(%)	75.0	34.6	53.9	70.0	84.6	66.7	44.2	7.4	2.9	80.0	67.4
女 (人)	1,147	319	176	1,642	44	6	148	162	34	4	2,040	
(%)	25.0	65.4	46.1	30.0	15.4	33.3	55.8	92.6	97.1	20.0	32.6	
	計	4,596	488	382	5,466	286	18	265	175	35	20	6,265

(注) 1 特定任期付職員等は、平均経験年数の算定に含まれていません。

2 「X」は、調査実人員が1人の場合です。

教 育 職 員				警察官	特定任 期付職 員等	合 計	技能勞務職員
教育職 (1)	教育職 (2)	教育職 (3)	計	警察職			
	38.9	44.2	41.9	22.3	72.1		
42.1	44.8	43.1	43.6	28.4			
50.1	54.2	52.2	52.6	36.7			X
53.4	57.9	56.7	56.8	44.4			57.8
60.8			60.8	50.6			
X			X	53.8			
				52.9			
				56.3			
				57.6			
49.4	45.1	44.5	44.7	37.7	72.1	43.5	55.1
	14.8	18.5	16.9	2.2	—		
16.0	21.9	20.4	20.9	6.7			
22.8	31.1	29.2	29.5	14.5			X
27.7	35.0	33.8	33.9	22.5			37.8
36.5			36.5	29.8			
X			X	34.2			
				34.8			
				36.1			
				37.9			
23.3	22.1	21.6	21.8	16.3	—	21.0	34.0
53	4,104	8,826	12,983	2,139	2	19,420	
96.4	94.3	94.6	94.5	61.9	100.0	82.8	
2	152	501	655	138		1,648	1
3.6	3.5	5.4	4.8	4.0		7.0	33.3
	94	2	96	1,181		2,391	2
	2.2	0.0	0.7	34.1		10.2	66.7
13	2,576	4,802	7,391	3,101	2	14,719	3
23.6	59.2	51.5	53.8	89.7	100.0	62.7	100.0
42	1,774	4,527	6,343	357		8,740	
76.4	40.8	48.5	46.2	10.3		37.3	
55	4,350	9,329	13,734	3,458	2	23,459	3

第5表 給料表別、職務の級別、号俸別職員数

行政職給料表

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1		1							
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	1	1		1					
10									
11			1				1		
12		1							
13	2	81						1	
14		2							
15		30							
16		1							
17	8	72						1	
18		3							1
19		20		1				1	9
20	1								1
21	7	67	12					1	3
22		3		1				1	
23		34	4	1					3
24		1		1					
25	9	74	39	3				1	
26		3							
27		20	14	5					1
28		4	4	1					
29	98	51	61	23					
30		4	3	1				1	
31	21	23	22	14				3	
32		6	12	5				7	1
33	81	47	38	9			1	20	
34	1	5	1	14				6	
35	28	24	16	11			1	3	
36	2	4	7	7			36	1	
37	100	33	26	8			34		
38		3	5	1			40		
39	22	10	15	10			24		
40	3	7	10	5			9		
41	13	14	25	6			22		
42	7	4	6	4			16		
43		9	15	11			12		
44	1	7	12	8	1		9		
45		10	8	9			7	4	
46	2	4	12	7			8		
47	1	4	13	3	1		3		
48	3	2	3	8			3		
49	6	4	8	5			2		
50	1	2	5	8			3		
51		4	7	18					
52		2	3	2			1		
53	3	2	1	18					
54	2	3	4	9					
55	1			19					
56	2	1	3	8		17			
57	5		5	20		40			
58	1	1	2	13	1	66	1		
59	2	2	1	22	1	47			
60	2	1	3	14		42			
61	3	1	9	16		24	1		
62	1		4	7		27			
63	1	1	4	30	3	34			
64	1		1	17		14			

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	2	2	4	21	1	24			
66	3		4	20	1	10			
67	7		2	27	7	24			
68	3		5	12	2	13			
69	2	1		10	1	8			
70			3	11	1	2			
71	7	1	5	25	6	8			
72	3	1	6	14	1	6			
73			2	13	9				
74	3	1	3	10	5				
75	1	1	5	32	20	4			
76	2		7	18	28				
77			2	28	16				
78	6		4	17	12				
79	1	1	1	27	8				
80		1	2	14	21				
81	4		5	13	34				
82	2	1	3	20	24				
83	2		4	30	41				
84		1	2	21	44	1			
85	5		2	10	43	1			
86			1	28	50				
87	26			39	51				
88	14	1	1	21	49				
89	5		1	15	74				
90			2	11	45				
91	5			24	49				
92	1		1	20	54				
93	2		1	14	125				
94			1	14					
95				26					
96				17					
97			1	15					
98		1	2	17					
99				25					
100			2	21					
101			1	131					
102									
103		1							
104									
105		1	1						
106									
107		1							
108									
109									
110									
111									
112			1						
113			6						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123		1							
124									
125		1							
計 (構成比)	548 11.9%	731 15.9%	537 11.7%	1,235 26.9%	829 18.0%	412 9.0%	234 5.1%	51 1.1%	19 0.4%
合計	4,596								

研究職給料表

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5			2			
6			3			
7			3			
8			3	1		
9			3	1		
10			3			
11			3			
12			2			
13			2			
14			1	1		
15			1	1		
16			2	2		
17			2	2		
18			1	1		
19			1	1		
20			4	3		
21			4	3		
22			1	2		
23			1	1		
24			2	3		
25			2	2		
26			2	6		
27			3			
28			2	1		
29			1	5		
30			1	2		
31			1	1		
32			5	2		
33			3	1		2
34			3	4		
35			3	3		1
36			3	2		
37			2			2
38			1	2		2
39			1	3		
40			1	3		1
41			2	2		
42			2	2		
43			2			
44			1	1		
45			2	2		
46			2	2		
47			1	2		
48			1	1		
49			1	2		
50			1	2		
51				2		
52				3		
53			1	2		
54			1	1	7	
55				2	2	
56				1	7	
57				1	5	
58				1	6	
59				1		
60				1		

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
61		人	人	人	人	人
62		1		1	1	
63				1	2	
64					1	
65				1		
66				1		
67				1		
68					2	
69						
70				2		
71				3		
72				1		
73				2		
74						
75				2		
76						
77				2		
78				3		
79						
80						
81				2		
82						
83				1		
84				1		
85				4		
86				2		
87				3		
88				2		
89				4		
90				3		
91				5		
92				4		
93				3		
94						
95				1		
96						
97				47		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110			1			
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計 (構成比)		1 0.4%	60 21.0%	184 64.3%	33 11.5%	8 2.8%
					合計	286

医療職給料表(1)

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17			1		
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					1
27					
28					
29					
30					
31					
32					2
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42				1	
43					
44					
45					
46					1
47					
48					

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
49					
50					
51				1	
52					
53					
54					
55					1
56					1
57					
58					
59					1
60					
61					1
62					
63					
64					
65					6
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97			1		
計		2	2	14	
(構成比)		11.1%	11.1%	77.8%	
		合計		18	

医療職給料表(2)

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人							
2	人							
3	人							
4	人							
5	人		3					
6	人							
7	人							
8	人							
9	人		2					
10	人							
11	人							
12	人							
13	人		2					
14	人							
15	人							
16	人							
17	人		7					
18	人							
19	人							
20	人		1					
21	人		3			1		
22	人		1					
23	人		2					
24	人		3		1			
25	人		4					
26	人		1					
27	人			1		2		
28	人		1	1				
29	人		3		6	1		
30	人		1					
31	人				1	1		6
32	人							3
33	人		5	2	3	1		
34	人					1		
35	人		2					
36	人		1		1	2		
37	人	1	9	3	3	1		
38	人							
39	人			2		1		
40	人		2			2		
41	人		3	2	1			
42	人		1			2		
43	人		1					
44	人		2			1		
45	人	1	4	1		1		
46	人		1	1				
47	人			2	3			
48	人			2	1			
49	人			2		2		
50	人			1		3		
51	人			1	2			
52	人		1	2	1	2	4	
53	人		1	1		1	7	
54	人		1			1	5	
55	人			1		2	4	
56	人						1	

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
57	人		2	1	1				
58	人								
59	人					2			
60	人			2					
61	人		1			2			
62	人	1			2	1			
63	人		1		1	2			
64	人					1			
65	人	1							
66	人								
67	人	1	1	1		1			
68	人		1			1			
69	人						3		
70	人		1			1			
71	人			1		1			
72	人					1			
73	人								
74	人					1			
75	人					3			
76	人								
77	人					2			
78	人					1			
79	人					2			
80	人					1			
81	人								
82	人					2			
83	人					4			
84	人					1			
85	人					1			
86	人					4			
87	人					3			
88	人								
89	人					1			
90	人					3			
91	人					3			
92	人					2			
93	人					20			
94	人								
95	人								
96	人								
97	人								
98	人								
99	人								
100	人								
101	人								
102	人								
103	人								
104	人								
105	人								
106	人								
107	人								
108	人								
109	人								
110	人								
111	人								
112	人								
113	人								
計		5	75	30	27	98	21	9	
(構成比)		1.9%	28.3%	11.3%	10.2%	37.0%	7.9%	3.4%	
		合計							265

医療職給料表(3)

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1		人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14			8				
15							
16							
17							
18			5				
19							
20							
21							
22						1	
23			3				
24							
25							
26			1				
27			3				
28							
29							
30			1				
31			2				
32				2	1		
33				1	2		
34						1	
35			2	2	1	1	
36			1	1			
37			2			1	
38						1	
39			4	3		2	
40						2	
41			2			1	
42						1	
43			2	2	1	2	
44						1	
45							
46			1		1	1	
47			1	1	1	3	
48							
49			1			2	
50				1	1		
51			2		1	1	
52				1			2
53				1			2
54				1			3
55			2		1	2	1
56				1		2	
57			1			2	1
58							
59			2			1	
60							
61							
62			1				
63				1	2	1	
64						1	
65							
66			1			2	
67							
68							
69							
70							
71			1		1		
72							
73						1	
74					1	1	
75				1		2	
76							
77							
78						1	
79						2	
80						1	
81						1	
82							
83						2	
84						1	

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85		人	人	人	人	人	人
86			3			1	
87						1	
88							
89						3	
90						2	
91						1	
92							
93						1	
94						4	
95						1	
96			1				
97						5	
98						3	
99						1	
100							
101						10	
102							
103							
104							
105							
106							
107			2				
108			2				
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計			57	19	14	76	9
(構成比)			32.6%	10.9%	8.0%	43.4%	5.1%
						合計	175

学校栄養職給料表

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19		1				
20						
21						
22						
23		1				
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35		1	1			
36						
37		1				
38						
39		1				
40						
41			1			
42						
43		1				
44		1				
45			1			
46						
47		1	1			
48		1				
49			1	1		
50						
51						
52						
53		1				
54						
55						
56			1			

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		人	人	人	人	人
57						
58						
59						
60						
61						1
62						
63						1
64						
65						
66						
67						
68						
69		1				1
70						
71						
72						
73		2				
74						
75					1	1
76		1				
77						
78						
79			1			1
80		1				
81						
82						
83						
84		1				
85						
86						
87						1
88						
89						
90						
91						
92						
93						4
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		16	7	1	1	10
(構成比)		45.7%	20.0%	2.9%	2.9%	28.5%
		合計				35

事務職給料表

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13			4				
14			1				
15	1						
16			1				
17	3		2				
18			1				
19	2		3				
20							
21	7		1				
22			2				
23	2		7				
24			3				
25	6		4				
26			3				
27	3		2				
28			3				
29	3		4				
30			1				
31	1		3				
32			2				
33	2		5				
34	1						
35	1		4				
36			3				
37	4		3				
38			2				
39	2		6				
40	2		3	2			
41	1		5				
42			1	2			
43			2	1			
44			8				
45	1		1				
46			1	2			
47			2	3			
48	1		3				
49	1			1			
50			2				
51			1	3	2		
52			2	3			
53	1		1	5	1		
54	1			1	3		
55			1	4	6		
56				1	3		
57				2	2		7
58			1	3	6		1
59				3	5		
60				2			
61				2	4		
62				2	3		
63				6	3		
64			1	2	5		

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
65				1	1		
66				1	3		
67	1				8		
68				1	4		
69					4		
70					4		
71					12		
72				2	4		
73				1	7		
74					6		
75					12		
76					7		
77					8		
78					9		
79					10		
80					3		
81					1	2	
82				1	1	2	
83					1	1	
84					2	4	
85	1				1	1	
86					7	7	
87	6				6	6	
88	1				5	4	
89	3				2	13	
90				1	3		
91	1				4		
92					4	1	
93					2		
94					2		
95					6		
96					3		
97					3		
98					2		
99					6		
100					6		
101					5		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計		59	105	58	217	41	8
(構成比)		12.1%	21.5%	11.9%	44.5%	8.4%	1.6%
						合計	488

一般職給料表

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	人								
2	人								
3	人								
4	人								
5	人								
6	人								
7	人								
8	人								
9	人	3							
10	人								
11	人		8						
12	人								
13	人	4	1						
14	人								
15	人		8						
16	人								
17	人	6							
18	人								
19	人		8						
20	人								
21	人	4	1						
22	人								
23	人	1	4						
24	人								
25	人	2	6						
26	人		2						
27	人		5						1
28	人			1					
29	人	9	1	1					
30	人		1						
31	人	2	7		2				
32	人	1	1	1				2	
33	人	11	4	2				4	
34	人		1	1				3	
35	人	1	3	1					
36	人			2					
37	人	10	4		1				
38	人		1	4				2	
39	人	1	3	1					
40	人		3	3					
41	人	1	3	4					
42	人		1	3	1				
43	人	1	6	4					
44	人		3	1					
45	人								
46	人		2		1				
47	人		2		1				
48	人		1		1				
49	人		1	1	3				
50	人		2		1		1		
51	人		3		1				
52	人	1		1			2		
53	人			2	3		1		
54	人		1	2	1		1		
55	人			1	2				
56	人			1	1		1		
57	人	1		1	2		4		
58	人		1		1		2		
59	人			3	1		1		
60	人				2		3		
61	人			2	1				
62	人				1		1		
63	人	1			2		1		
64	人		1		1				

号俵	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
65	人				3					
66	人						1			
67	人				1		3			
68	人				2					
69	人				2					
70	人				2					
71	人	2			4					
72	人				4	1				
73	人				2					
74	人				1					
75	人				2	1				
76	人				4	1				
77	人				3					
78	人				2	2				
79	人				2	3				
80	人				4					
81	人				9	1				
82	人					1				
83	人		1		2	2				
84	人				4	3				
85	人				5	1				
86	人				2	2				
87	人					3				
88	人									
89	人				3					
90	人				3	1				
91	人	1			1	2				
92	人				4	1				
93	人				1	1				
94	人		1		2					
95	人									
96	人									
97	人									
98	人				3					
99	人									
100	人									
101	人				6					
102	人									
103	人									
104	人									
105	人									
106	人									
107	人									
108	人									
109	人									
110	人									
111	人									
112	人									
113	人									
114	人									
115	人									
116	人									
117	人									
118	人									
119	人									
120	人									
121	人									
122	人									
123	人									
124	人									
125	人									
計		63	101	45	113	26	22	11	1	
(構成比)		16.5%	26.4%	11.8%	29.6%	6.8%	5.7%	2.9%	0.3%	
		合計							382	

警察研究職給料表

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			1		
14					
15					
16					
17					
18					
19			1		
20					
21					
22					
23					
24					
25			1		
26					
27			1		
28					
29					
30					
31				1	
32					
33			1		
34					
35					
36					
37			1		
38					
39					
40				1	
41			2		
42					
43					
44					
45			1	1	
46					
47					
48					
49			1		
50					
51					
52					
53					
54					1
55					
56					
57					
58					1
59					
60					

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
61					1
62					
63					
64					1
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97				2	
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計 (構成比)		10 50.0%	6 30.0%	4 20.0%	
			合計	20	

教育職給料表(1)

職務の級 号作	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						1
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31		1				
32		1				
33		1				
34						
35		1				
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43				1		
44				1		
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52			1			
53			1		1	
54						
55			1			
56						
57			1			
58						
59				1	1	
60				1		
61			2			
62			1			
63			1			
64		1				
65					1	
66				1	1	
67						
68		1				
69				2		
70						
71		1				
72					2	
73		1				
74		1			1	
75						
76		1				
77						
78		1				
79				1		
80						

職務の級 号作	1級	2級	3級	4級	5級	6級
81	人	人	人	人	人	人
82		1			1	
83						
84		1				
85		1				
86						
87						
88		1				
89		1				
90						
91						
92		1		1		
93		1				
94				1		
95			2			
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102			1			
103			1			
104						
105		1				
106						
107						
108		1				
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119		1				
120		1				
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
計 (構成比)		22 40.0%	14 25.5%	10 18.2%	8 14.5%	1 1.8%
					合計	55

教育職給料表(2)

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5			24		
6			7		
7					
8					
9	1	35			
10					
11		10			
12		7			
13		30			
14					
15	1	12			
16		4			
17	3	47			
18		4			
19	1	23			
20		6			
21	1	55			1
22		3			
23		25			
24		10			
25	8	41			
26	1	3			1
27	3	21			3
28		13			
29	1	34			1
30		10			5
31	1	11			6
32	6	20			12
33	1	21			16
34	2	15			20
35	1	20			17
36	3	16			5
37	1	29			16
38	2	14			
39	4	20			
40		27			
41	4	17			
42	2	9			
43	3	12			
44	3	19			
45	5	25			
46	3	21			
47	1	7			
48	3	24			
49	2	21			
50	6	34			
51	1	6			
52	3	23			
53	4	18	1		
54	1	27	1		
55	2	14			
56	4	19	4		
57	6	21	1		
58		22	3		
59	2	12	2		
60	1	21	6		
61	1	16	12		
62	2	34	6		
63	3	17	16		
64	2	26	17		
65	1	15	8		
66	4	29	22		
67	4	21	13		
68	7	29	8		
69	2	16	10		
70	1	24	9		
71	10	19	5		
72	3	27	4		
73	2	16	4		
74	1	24	2		
75	2	22			
76	7	29			

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
77		3	28	1	
78		4	34		
79		4	24		
80		2	22		
81		2	18		
82		3	27		
83		2	29		
84		5	33		
85		3	22		
86		1	26		
87		1	25		
88		2	27		
89		7	27		
90		2	23		
91		1	23		
92		1	36		
93			24		
94		2	30		
95		5	22		
96		3	26		
97		3	23		
98		3	34		
99		4	13		
100		1	35		
101		1	18		
102		1	37		
103		3	24		
104		2	24		
105		2	14		
106		5	26		
107		2	18		
108			33		
109			16		
110		2	27		
111		1	27		
112		11	32		
113		6	21		
114			22		
115		1	21		
116		2	23		
117		1	23		
118		1	25		
119			23		
120		1	22		
121		1	24		
122			35		
123			21		
124			16		
125		1	25		
126			60		
127			44		
128			41		
129			38		
130		1	82		
131			88		
132			161		
133			155		
134		1	143		
135			214		
136			121		
137			56		
138			12		
139		1	22		
140			5		
141			5		
142					
143		1			
144					
145		1	1		
146					
147		1			
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計		263	3,829	155	103
(構成比)		6.0%	88.0%	3.6%	2.4%
				合計	4,350

教育職給料表(3)

号俵	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16	1			
17		104		
18				
19	1	22		
20		3		
21		124		
22				
23	1	31		
24		10		
25	4	120		3
26	3	3		17
27	3	34		62
28	1	21		93
29	7	141		83
30	3	6		59
31	2	42		61
32	1	15		39
33	3	136		24
34	4	5		28
35	2	47		26
36	9	28		30
37	4	148		23
38	1	14		
39	2	39		
40	2	21		
41	2	76		
42	1	12		
43	1	30		
44	4	75		
45	7	49		
46		32		
47	1	33		
48	1	58		
49	4	54		
50		34		
51	2	26		
52	2	63		
53	7	35		
54	2	47		
55	1	29		
56	1	53		
57	5	42		
58	3	59		
59	35	16		
60	10	38		
61	3	40		
62	1	70	2	
63	1	24		
64	1	53	1	
65	1	25	1	
66	8	59	2	
67	3	22	3	
68		38	1	
69	4	35	4	
70	2	59	3	
71	3	22	1	
72	3	56	12	
73	5	27	15	
74	2	57	9	
75		31	14	
76	1	37	19	
77	1	30	67	
78	2	65	22	
79	2	44	21	
80	5	49	86	

号俵	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
81	12	26	30	
82	8	44	41	
83	3	30	52	
84	1	52	25	
85		23	23	
86	6	52	37	
87	3	26	18	
88		59	27	
89	8	25	17	
90	1	56	7	
91	2	26	3	
92	74	58	3	
93	14	28		
94	2	71		
95	2	31		
96	15	52		
97	1	24		
98		46		
99		26		
100	2	43		
101		34		
102		45		
103		37		
104		72		
105		36		
106		50		
107		44		
108		58		
109		26		
110		58		
111		36		
112		59		
113		30		
114		58		
115		35		
116		48		
117		31		
118		48		
119		35		
120		58		
121		37		
122		58		
123		31		
124		67		
125		24		
126		60		
127		30		
128		79		
129		45		
130		40		
131		34		
132		77		
133		41		
134		37		
135		34		
136		77		
137		73		
138		57		
139		53		
140		120		
141		109		
142		83		
143		149		
144		173		
145		158		
146		262		
147		224		
148		330		
149		275		
150		237		
151		136		
152		48		
153		58		
154		30		
155		7		
156				
157		3		
計	345	7,870	566	548
(構成比)	3.7%	84.3%	6.1%	5.9%
		合計		9,329

警察職給料表

号俸	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	27						1		
10									
11									
12	8								
13	25								
14	13								
15									
16	11								
17	27								
18	5								
19	2								
20	18								
21	29								
22	5								
23	5								
24	2								
25	94								
26	2								
27	17								
28	1	1							
29	67	66							
30	2								
31	13	18							1
32									3
33	13	79							
34	2	2							4
35	3	12							2
36	1	3							
37	4	77							3
38		4							
39		28							1
40	1	3							
41	3	82			1				
42	2	1							
43	2	20			1				
44	2	13	4					1	
45	2	57	30	4	2			5	
46	1	5	3	3					
47	1	24	12	2	4			5	
48	1	4	8	6	2			5	
49		57	49	8				4	
50	1	9	5	4				1	
51		30	19	11	1			1	
52		8	12	7	1			1	
53		55	37	6	3			1	
54		6	9	1	1		1	1	
55		13	15	13	6				
56		3	18	5	1		1	1	
57	1	15	55	7	5		9	1	
58		3	13	12	2		1		
59		9	20	12	6		6		
60		6	22	10	4		5		
61		32	40	14	5		6		
62	1	7	23	7	1		4		
63		4	26	25	10		4		
64		12	20	4	3		1		
65		15	37	5	3		5		
66	1	4	9	25	6		1		
67		6	24	30	9		1		
68	1		9	7	7				
69			14	22	8	1	1		
70			10	15	9				
71			23	21	12	1			
72			9	11	17				

号俸	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73			14	16	26				
74			16	15	9	1	1		
75			22	35	11	2	2		
76			9	13	10				
77		1	11	24	12	1			
78			11	8	7	4			
79			15	23	10	3			
80	1		9	16	9	2			
81			9	22	14				
82			2	9	8	3			
83			3	25	17	1			
84			1	4	16	2			
85			1	25	12				
86			2	7	7	2			
87			2	16	9	2			
88			1	9	9				
89			3	13	11	2			
90			1	2	11	5			
91			1	18	9	7			
92			1	3	11	4			
93			2	7	8	34			
94			1	4	3				
95				14	8				
96				2	5				
97			2	19	8				
98			1	2	4				
99			1	10	8				
100				9	12				
101				6	47				
102				1					
103				7					
104				4					
105				15					
106			1	3					
107				5					
108				2					
109			1	8					
110				3					
111			4	5					
112			2	5					
113				10					
114				9					
115				6					
116				4					
117			1	7					
118			2	5					
119			5	2					
120				9					
121				8					
122			1	5					
123			2	10					
124				10					
125			1	49					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133			1						
134			3						
135			1						
136			1						
137			1						
138			2						
139			1						
140			4						
141			2						
142									
143									
144									
145									
計	417	794	752	865	461	77	50	28	14
(構成比)	12.1%	23.0%	21.8%	25.0%	13.3%	2.2%	1.4%	0.8%	0.4%
	合計 3,458								

特定任期付職員給料表

号 俸		
1	人	
2		
3		
4		
5		
6		2
7		
計	2	

技能労務職給料表

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
69		人	人	人	人	人
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79				1		
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92					1	
93						
94					1	
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
計				1	2	
(構成比)				33.3%	66.7%	
				合計		3

第6表 給料表別、年齢別職員数

	一 般 職 員										
	行 政 職 員				研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	学 校 栄養職	警 察 研究職	計
	行政職	事務職	一般職	小計							
18 歳	1		3	4							4
19	1		3	4							4
20	8	4	7	19							19
21	8	8	3	19							19
22	97	8	6	111	2		2	5	2		122
23	98	6	13	117	5		3	6			131
24	124	4	12	140	4		4	4		1	153
25	111	6	9	126	4		2				132
26	112	6	14	132	6		2	6	2	1	149
27	96	5	9	110	1		9	4	1	1	126
28	104	5	9	118	1		5	5	2	2	133
29	92	13	5	110	8		10	5	2		135
30	85	7	13	105	10		7	2		1	125
31	110	12	12	134	4	1	9	4	1	1	154
32	108	15	13	136	10		10	5	1	2	164
33	78	11	12	101	8		6	1	3	1	120
34	72	10	5	87	9		6	2		1	105
35	79	10	13	102	11		6	5	1		125
36	64	8	13	85	7		8	2	2		104
37	63	8	11	82	6		13	2			103
38	55	3	6	64	7		7	3			81
39	43	7	1	51	6		8	2		1	68
40	46	11	4	61	6		7	6		1	81
41	61	9	9	79	5		5	11	1		101
42	52	13	7	72	6		7	3			88
43	65	16	6	87	8	1	7	7	3		113
44	63	18	9	90	3		8	4		1	106
45	72	11	9	92	6	1	8	3	1		111
46	93	16	5	114	8		8	5	1		136
47	112	30	13	155	5		8	7			175
48	139	25	14	178	8	1	4	4	2		197
49	155	33	12	200	14		11	2			227
50	173	28	7	208	8	1	6	2	1		226
51	199	19	7	225	8		8	8	3		252
52	228	17	12	257	9	3	5	6	1	1	282
53	206	14	12	232	11		3	9	1	1	257
54	223	15	9	247	7		5	5		1	265
55	202	8	12	222	13	1	7	7		1	251
56	211	9	8	228	8	2	5	8	1	2	254
57	234	12	16	262	18		4	6	1		291
58	205	9	8	222	11	2	17	4	1		257
59	209	15	11	235	14	1	11	4			265
60	11			11					1		12
61	8			8			1				9
62	4			4		1					5
63	4	3		7	1		1				9
64	3			3		1					4
65	4	1		5		2					7
66	2			2							2
67	2			2			1				3
68	1			1			1				2
69											
70											
71								1			1
72											
73											
計	4,596	488	382	5,466	286	18	265	175	35	20	6,265

教 育 職 員				警察官	特定任期 付職員等	合 計	技能労務職員
教育職 (1)	教育職 (2)	教育職 (3)	計	警察職			
人	人	人	人	人	人	人	人
	1		1	27		31	
	1		1	33		38	
				53		73	
	3	1	4	56		79	
	32	109	141	103		366	
	45	158	203	92		426	
	56	175	231	99		483	
	72	220	292	110		534	
	105	210	315	97		561	
	76	234	310	119		555	
	88	209	297	93		523	
1	85	177	263	98		496	
2	85	184	271	93		489	
	81	204	285	104		543	
	96	162	258	129		551	
1	92	181	274	115		509	
	77	164	241	113		459	
	72	167	239	106		470	
	82	148	230	106		440	
	78	152	230	108		441	
1	79	158	238	105		424	
	99	176	275	113		456	
2	98	172	272	100		453	
1	111	186	298	88		487	
5	119	188	312	103		503	
2	118	179	299	88		500	
4	119	232	355	73		534	
2	101	231	334	81		526	
3	124	235	362	58		556	
3	129	282	414	93		682	
1	132	267	400	92		689	
1	132	289	422	79		728	1
4	120	372	496	59		781	
1	142	362	505	49		806	
1	124	381	506	35		823	
3	149	389	541	52		850	
1	142	362	505	42		812	
1	158	409	568	46		865	
	202	429	631	53		938	
5	206	380	591	52		934	2
1	253	377	631	58		946	
2	254	368	624	85		974	
2	3	11	16			28	
2	3	11	16			25	
	2	7	9			14	
		5	5			14	
1	1	3	5			9	
	2	6	8			15	
2	1		3			5	
		4	4			7	
		2	2			4	
					1	2	
					1	1	
		1	1			1	
55	4,350	9,329	13,734	3,458	2	23,459	3

第7表 給料表別、職務の級別平均給料月額

		職員数	平均給料月額	平均年齢
		人	円	歳
行政 職	1 級	548	209,855	30.4
	2 級	731	242,615	30.3
	3 級	537	303,417	38.8
	4 級	1,235	376,084	49.1
	5 級	829	399,526	53.6
	6 級	412	412,770	55.9
	7 級	234	443,476	56.8
	8 級	51	470,637	57.0
	9 級	19	519,663	58.0
	小計	4,596	339,136	44.6
事務 職	1 級	59	204,839	31.1
	2 級	105	251,090	33.3
	3 級	58	325,190	42.3
	4 級	217	381,041	49.4
	5 級	41	399,866	57.2
	6 級	8	411,238	59.4
	小計	488	327,215	43.7
一 般 職	1 級	63	194,000	24.7
	2 級	101	248,237	31.3
	3 級	45	306,744	38.4
	4 級	113	378,462	49.4
	5 級	26	399,000	53.1
	6 級	22	411,718	55.9
	7 級	11	437,691	58.3
	8 級	X	X	X
	小計	382	310,411	40.2
	行政職員計	5,466	336,064	44.2

		職員数	平均給料月額	平均年齢
		人	円	歳
研 究 職	1 級	X	X	X
	2 級	60	265,783	29.8
	3 級	184	384,001	46.0
	4 級	33	437,933	57.3
	5 級	8	492,488	58.6
	小計	286	368,007	44.3
医療 職 (1)	1 級			
	2 級	2	444,750	48.4
	3 級	2	510,000	44.7
	4 級	14	571,693	56.5
	小計	18	550,733	54.3
医 療 職 (2)	1 級	5	229,280	39.5
	2 級	75	240,345	32.1
	3 級	30	294,273	38.8
	4 級	27	316,404	38.4
	5 級	98	385,353	48.7
	6 級	21	412,348	58.3
	7 級	9	442,178	58.0
小計	265	328,102	42.7	
医 療 職 (3)	1 級			
	2 級	57	259,282	32.9
	3 級	19	298,984	37.8
	4 級	14	331,700	41.2
	5 級	76	386,762	50.3
	6 級	9	430,700	56.1
	小計	175	333,565	42.9
学 校 栄 養 職	1 級	16	224,819	35.8
	2 級	7	261,757	33.8
	3 級	X	X	X
	4 級	X	X	X
	5 級	10	393,230	52.8
	小計	35	285,966	40.5
警 察 研 究 職	1 級			
	2 級	10	273,590	29.6
	3 級	6	383,483	43.9
	4 級	4	438,100	55.9
	小計	20	339,460	39.1
一般職員合計	6,265	337,463	44.1	

(注) 1 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含みます。

2 「X」は、調査実人員が1人の場合です。

		職員数	平均給料月額	平均年齢
		人	円	歳
教育職	1 級			
	2 級	22	348,345	42.1
	3 級	14	410,393	50.1
	4 級	10	446,570	53.4
	5 級	8	542,625	60.8
	6 級	X	X	X
	(1) 小計	55	417,036	49.4
教育職	1 級	263	286,901	38.9
	2 級	3,829	386,962	44.8
	3 級	155	456,454	54.2
	4 級	103	480,632	57.9
	(2) 小計	4,350	385,607	45.1
教育職	1 級	345	283,314	44.2
	2 級	7,870	372,549	43.1
	3 級	566	434,673	52.2
	4 級	548	454,242	56.7
	(3) 小計	9,329	377,817	44.5
教育職員 合計		13,734	380,441	44.7
警察職	1 級	417	216,928	22.3
	2 級	794	264,613	28.4
	3 級	752	312,584	36.7
	4 級	865	378,858	44.4
	5 級	461	418,802	50.6
	6 級	77	433,077	53.8
	7 級	50	442,030	52.9
	8 級	28	460,493	56.3
	9 級	14	481,621	57.6
	小計	3,458	327,209	37.7
特定任期付職員等		2	725,300	72.1
総合計		23,459	361,146	43.5

		職員数	平均給料月額	平均年齢
		人	円	歳
技能労務職	1 級			
	2 級			
	3 級	X	X	X
	4 級	2	325,550	57.8
	5 級			
	合計	3	315,333	55.1

第8表 給料の特別調整額の支給状況

			職員数	区 分 別 支				
				1種	2種	3種	4種	5種
一 般 職 員	行 政 職 員	行政職	4,596	26	28	15	194	344
		事務職	488					
		一般職	382		1		11	18
		小計	5,466	26	29	15	205	362
	研 究 職	研究職	286		8		5	4
		医療職(1)	18	1	3		10	1
		医療職(2)	265				7	18
		医療職(3)	175				2	7
		学校栄養職	35					
		警察研究職	20					4
計	6,265	27	40	15	229	396		
教 育 職 員	教育職(1)	55		1				
	教育職(2)	4,350					25	
	教育職(3)	9,329					56	
	計	13,734		1			81	
警 察 官	警 察 職	3,458	1	12	12	43	49	
合 計			23,457	28	53	27	272	526

(注) 特定任期付職員等及び技能労務職員は、給料の特別調整額が支給されません。

給 人 員				計	平 均 支 給 額	
6 種	7 種	8 種	9 種		職 員 1 人 当 た り	受 給 職 員 1 人 当 た り
人	人	人	人	人	円	円
2				609	10,178	76,812
				30	5,772	73,503
2				639	8,962	76,656
42				59	14,481	70,198
				15	87,889	105,467
				25	6,688	70,896
				9	3,800	73,900
				4	14,440	72,200
44				751	9,167	76,476
		2		3	4,833	88,600
57	112	64		258	3,348	56,459
70	555	433		1,114	6,068	50,812
127	667	499		1,375	5,201	51,954
				117	2,751	81,292
171	667	499		2,243	5,899	61,695

第9表 扶養手当の支給状況

			職員数	有扶養親族 職員数	扶 養 親 族		
					配偶者	子 等	うち特定期 間にある子
			人	人	人	人	人
一 般 員	行 政 職	行政職	4,596	2,108	1,150	2,872	1,190
		事務職	488	157	38	254	101
		一般職	382	125	70	159	58
		小計	5,466	2,390	1,258	3,285	1,349
一 般 員	研 究 職	研究職	286	144	77	207	88
		医療職(1)	18	7	3	13	6
		医療職(2)	265	87	38	128	35
		医療職(3)	175	40	7	60	26
		学校栄養職	35	6		9	7
		警察研究職	20	5	4	8	4
		計	6,265	2,679	1,387	3,710	1,515
教 育 員	教 育 職	教育職(1)	55	18	3	24	6
		教育職(2)	4,350	1,838	860	2,855	1,018
		教育職(3)	9,329	3,764	1,373	6,218	2,377
		計	13,734	5,620	2,236	9,097	3,401
警 察 官	警 察 職	3,458	1,854	1,303	2,895	574	
合 計			23,457	10,153	4,926	15,702	5,490
技能労務職員			3	1		1	

(注) 特定任期付職員等は、扶養手当が支給されません。

数 計	職員の平均 扶養親族数	平均支給額	
		職員1人 当たり	受給職員 1人当たり
人	人	円	円
4,022	0.9	9,042	19,714
292	0.6	6,610	20,545
229	0.6	6,050	18,488
4,543	0.8	8,616	19,705
284	1.0	10,365	20,587
16	0.9	9,806	25,214
166	0.6	6,357	19,362
67	0.4	4,351	19,038
9	0.3	3,571	20,833
12	0.6	6,300	25,200
5,097	0.8	8,449	19,758
27	0.5	4,845	14,806
3,715	0.9	8,933	21,142
7,591	0.8	8,823	21,867
11,333	0.8	8,842	21,607
4,198	1.2	11,608	21,651
20,628	0.9	9,144	21,127
1	0.3	2,167	6,500

第10表 地域手当の支給状況

			職員数	区 分 別		
				1級地 (特別区20%)	2級地 (大阪市16%)	3級地 (名古屋市15%)
一 般 職 員	行政職員	行政職	4,596	28	3	3
		事務職	488			
		一般職	382			
		小計	5,466	28	3	3
	職 員	研究職	286			
		医療職(1)	18			
		医療職(2)	265	1		
		医療職(3)	175			
		学校栄養職	35			
		警察研究職	20			
計	6,265	29	3	3		
教 育 職 員	教育職(1)	55				
	教育職(2)	4,350	2			
	教育職(3)	9,329	1			
	計	13,734	3			
警察官	警察職	3,458	5			
特定任期付職員等			2			
合 計			23,459	37	3	3
技能労務職員			3			

(注) 「給与条例附則適用者」とは、一般職の職員の給与に関する条例附則第4項、長野県学校職員の受ける職員です。

支 給 人 員				平 均 支 給 額	
8 級地 (県内1.7%)	医療職給料表(1) 適 用 者 等 (16%)	給与条例附則 適 用 者	計	職 員 1 人 当 た り	受 給 職 員 1 人 当 た り
人	人	人	人	円	円
4,562			4,596	6,563	6,563
488			488	5,674	5,674
382			382	5,477	5,477
5,432			5,466	6,408	6,408
286			286	6,678	6,678
	18		18	103,748	103,748
264			265	6,003	6,003
175			175	5,809	5,809
35			35	4,922	4,922
20			20	6,123	6,123
6,212	18		6,265	6,657	6,657
55			55	7,254	7,254
4,346		2	4,350	6,796	6,796
9,324		3	9,328	6,703	6,703
13,725		5	13,733	6,735	6,735
3,450		3	3,458	5,931	5,931
2			2	12,330	12,330
23,389	18	8	23,458	6,596	6,596
3			3	5,397	5,397

給与に関する条例附則第5項及び長野県警察職員の給与に関する条例附則第14項により地域手当の支給を

第11表 住居手当の支給状況

			職員数	住居等の種類別、手		
				職 員		
				100円～12,500円	12,600円～27,600円	27,700円
一 般 職 員	行 政 職 員	行政職	4,596	8	436	507
		事務職	488		75	63
		一般職	382		35	40
		小計	5,466	8	546	610
	研 究 職 員	研究職	286		25	36
		医療職(1)	18		1	3
		医療職(2)	265		34	28
		医療職(3)	175		11	18
		学校栄養職	35		4	6
		警察研究職	20		3	2
	計	6,265	8	624	703	
	教 育 職 員	教育職(1)	55		1	8
		教育職(2)	4,350	4	505	631
教育職(3)		9,329	35	1,295	1,414	
計		13,734	39	1,801	2,053	
警 察 官	警 察 職	3,458	1	371	353	
合 計			23,457	48	2,796	3,109
技能労務職員			3			

(注) 1 支給人員合計欄は、住居手当の実支給人員です。「職員計」欄と「単身赴任者の配偶者等」欄を合計
 2 特定任期付職員等は、住居手当が支給されません。

当 額 段 階 別 支 給 人 員			平 均 支 給 額	
	単身赴任者の配偶者等	合 計		
計	100円～13,800円		職 員 1 人 当 た り	受 給 職 員 1 人 当 た り
人	人	人	円	円
951	16	966	5,284	25,141
138		138	7,200	25,462
75		75	5,013	25,531
1,164	16	1,179	5,436	25,203
61	1	62	5,462	25,195
4		4	5,905	26,575
62	1	63	6,001	25,243
29		29	4,346	26,228
10		10	7,529	26,350
5		5	6,255	25,020
1,335	18	1,352	5,447	25,238
9		9	4,396	26,867
1,140	6	1,145	6,774	25,734
2,744	14	2,753	7,474	25,327
3,893	20	3,907	7,240	25,450
725	24	748	5,431	25,106
5,953	62	6,007	6,493	25,359

してもこれと一致しない場合があります。

第12表 通勤手当の支給状況

			職員数	手 当 額 段 階 別 、								
				2,460円 ～ 55,000円						うち2,460円		
				交通 機関	自 転 車	バ イ ク	自 動 車	併 用 者	計	自 転 車	バ イ ク	自 動 車
一 般 職 員	行 政 職 員	行政職	4,596	981 (7)	475	47	1,670 (74)	134 (4)	3,307 (85)	139	7	48
		事務職	488	1	1		436	2	440			24
		一般職	382	58	44	3	187	10 (1)	302 (1)	23		9
		小計	5,466	1,040 (7)	520	50	2,293 (74)	146 (5)	4,049 (86)	162	7	81
	職 員	研究職	286	32 (1)	23	2	166 (17)	5	228 (18)	3		7
		医療職(1)	18	2			8		10			
		医療職(2)	265	36 (1)	8	2	135 (4)	7 (1)	188 (6)	3		6
		医療職(3)	175	23	7		105 (8)	1	136 (8)	3		5
		学校栄養職	35				30	1	31			2
		警察研究職	20				11		11			
計	6,265	1,133 (9)	558	54	2,748 (103)	160 (6)	4,653 (118)	171	7	101		
教 育 職 員	教育職(1)	55		1		23		24	1		5	
	教育職(2)	4,350	67 (2)	22	4	3,619 (36)	21 (1)	3,733 (39)	7		290	
	教育職(3)	9,329	41	18	4	8,347 (4)	6	8,416 (4)	4		575	
	計	13,734	108 (2)	41	8	11,989 (40)	27 (1)	12,173 (43)	12		870	
警察官	警察職	3,458	145	236	36	1,772 (1)	20	2,209 (1)	134	10	243	
特定任期付職員等		2				2		2				
合 計		23,459	1,386 (11)	835	98	16,511 (144)	207 (7)	19,037 (162)	317	17	1,214	
技能労務職員		3				3		3				

(注) ()内は、新幹線鉄道又は高速道路通勤等の職員数で、上段人数の内数です。

通 勤 方 法 別 支 給 人 員										平均支給額	
55,001円 ~ 85,000円				合 計							
交通機関	自動車	併用者	計	交通機関	自転車	バイク	自動車	併用者	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
81 (41)	138 (138)	105 (51)	324 (230)	1,062 (48)	475	47	1,808 (212)	239 (55)	3,631 (315)	13,100	16,582
				1	1		436	2	440	7,306	8,103
		5 (3)	5 (3)	58	44	3	187	15 (4)	307 (4)	7,911	9,844
81 (41)	138 (138)	110 (54)	329 (233)	1,121 (48)	520	50	2,431 (212)	256 (59)	4,378 (319)	12,220	15,257
1 (1)	15 (15)	3 (2)	19 (18)	33 (2)	23	2	181 (32)	8 (2)	247 (36)	14,742	17,069
	1 (1)		1 (1)	2			9 (1)		11 (1)	11,636	19,040
7 (3)	17 (17)	6 (4)	30 (24)	43 (4)	8	2	152 (21)	13 (5)	218 (30)	15,633	19,004
1 (1)	4 (4)	2 (2)	7 (7)	24 (1)	7		109 (12)	3 (2)	143 (15)	11,343	13,882
							30	1	31	10,310	11,641
							11		11	5,336	9,702
90 (46)	175 (175)	121 (62)	386 (283)	1,223 (55)	558	54	2,923 (278)	281 (68)	5,039 (401)	12,421	15,443
	5 (5)		5 (5)		1		28 (5)		29 (5)	9,613	18,232
4 (4)	61 (61)	10 (9)	75 (74)	71 (6)	22	4	3,680 (97)	31 (10)	3,808 (113)	9,421	10,762
1	14 (14)	3 (3)	18 (17)	42	18	4	8,361 (18)	9 (3)	8,434 (21)	7,287	8,061
5 (4)	80 (80)	13 (12)	98 (96)	113 (6)	41	8	12,069 (120)	40 (13)	12,271 (139)	7,973	8,923
1 (1)	4 (4)	5 (5)	10 (10)	146 (1)	236	36	1,776 (5)	25 (5)	2,219 (11)	4,880	7,605
							2		2	18,075	18,075
96 (51)	259 (259)	139 (79)	494 (389)	1,482 (62)	835	98	16,770 (403)	346 (86)	19,531 (551)	8,706	10,456
							3		3	10,073	10,073

第13表 単身赴任手当の支給状況

			職員数	手当額段階別、配偶者等の住居から						
				30,000円			38,000円	40,000円	42,000円	
				60km未満	60km以上	計	100～150km	150～200km	200～250km	
			人	人	人	人	人	人	人	人
一般職員	行政職員	行政職	4,596	9	73	82	73	33	13	
		事務職	488							
		一般職	382		2	2				
		小計	5,466	9	75	84	73	33	13	
	職員	研究職	286	1	6	7	1	1		
		医療職(1)	18	1	3	4				
		医療職(2)	265		3	3	4	5		
		医療職(3)	175		1	1	1			
		学校栄養職	35							
		警察研究職	20							
計	6,265	11	88	99	79	39	13			
教育職員	教育職(1)	55		1	1	2		3		
	教育職(2)	4,350	8	55	63	33	15	3		
	教育職(3)	9,329	58	147	205	83	20	1		
	計	13,734	66	203	269	118	35	7		
警察官	警察職	3,458	109	118	227	34	18	7		
特定任期付職員等			2							
合計			23,459	186	409	595	231	92	27	
技能労務職員			3							

職員の住居までの距離段階別支給人員					平均支給額	
44,000円	46,000円			合計	平均支給額	
250～300 km	300～500 km	500km 以上	計		職員1人 当たり	受給職員 1人当たり
人	人	人	人	人	円	円
3	5		5	209	1,624	35,703
				2	157	30,000
3	5		5	211	1,376	35,649
				9	1,007	32,000
				4	6,667	30,000
				12	1,668	36,833
				2	389	34,000
3	5		5	238	1,347	35,462
2	2		2	10	7,491	41,200
1	2		2	117	921	34,239
1	3		3	313	1,107	32,997
4	7		7	440	1,074	33,514
				286	2,636	31,874
7	12		12	964	1,377	33,508

第14表 本県職員及び国家公務員の平均給与月額等の推移

		平成31年4月		令和2年4月		令和3年4月		
		うち行政職員		うち行政職員		うち行政職員		
本 県 職 員	平均年齢(歳)	43.9	44.6	43.8	44.5	43.5	44.2	
	平均経過年数(年)	21.4	22.4	21.3	22.5	21.0	22.0	
	男女別 構成	男 (%)	64.2	72.2	63.4	71.0	62.7	70.0
		女 (%)	35.8	27.8	36.6	29.0	37.3	30.0
	学歴別 構成	大学卒 (%)	82.3	64.3	82.5	65.3	82.8	66.5
		短大卒 (%)	7.0	12.7	7.0	13.0	7.0	13.1
		高校卒 (%)	10.7	23.0	10.5	21.7	10.2	20.4
		中学卒 (%)						
	平均給与 月額	給料(円)	356,351	341,338	355,503	338,863	353,626	336,064
		教職調整額(円)	7,687		7,622		7,520	
扶養手当(円)		9,616	9,619	9,367	9,049	9,144	8,616	
地域手当(円)		6,670	6,640	6,644	6,539	6,596	6,408	
合計(円)		380,324	357,597	379,136	354,451	376,886	351,088	
国 家 公 務 員	平均年齢(歳)	43.1		42.9		42.7		
	平均経過年数(年)	21.3		21.1		20.9		
	男女別 構成	男 (%)	80.7		79.9		79.0	
		女 (%)	19.3		20.1		21.0	
	学歴別 構成	大学卒 (%)	54.0		54.7		55.4	
		短大卒 (%)	13.9		14.1		14.3	
		高校卒 (%)	32.0		31.1		30.2	
		中学卒 (%)	0.1		0.1		0.1	
	平均給与 月額	俸給(円)	338,969		337,788		336,333	
		扶養手当(円)	10,320		9,931		9,622	
地域手当等(円)		43,096		43,093		43,124		
合計(円)		392,385		390,812		389,079		

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含みます。
 2 特定任期付職員等は、平均経過年数の算定に含まれていません。
 3 「国家公務員」欄は、人事院の給与報告資料から記載しています。

第15表 再任用職員の給料表別、職務の級別職員数

フルタイム勤務職員

	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	275			275						
研究職	18			18						
医療職(2)	13			13						
医療職(3)	5			5						
学校栄養職	1			1						
事務職	40			40						
一般職	11			3	7		1			
教育職(2)	556	2	550		4					
教育職(3)	615		604		11					
警察職	23			5	17	1				
計	1,557									
技能労務職	2			2						

短時間勤務職員

	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	21			21						
医療職(2)	2			2						
医療職(3)	2			2						
教育職(2)	91		91							
教育職(3)	236		236							
計	352									

民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものです。

2 調査機関

人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の常勤の従業員を有する県内の民間事業所のうち農業、林業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、福祉及びサービス業に分類された899事業所（母集団）

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

(2) 調査対象職種

45職種（うち初任給関係職種11職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に該当した事業所を組織、規模等によって12層に層化し、これらの層から183事業所を無作為に抽出しました。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員はすべて除外しました。

5 調査の状況

(1) 事業所

上記4の(1)で抽出した183事業所について調査を行い、そのうち調査の完結した事業所は156事業所です。

(2) 調査実人員

調査実人員は6,418人（うち初任給関係284人）で、調査職種該当者（母集団）の推定数は51,614人です。

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行いました。

第16表 産業別、規模別調査事業所数

規 模 産 業	全 規 模	企 業 規 模			事 業 所 規 模		
		500人以上	499～100人	99～50人	500人以上	499～100人	99～50人
産 業 計	156	43	87	26	4	60	92
農 業 ， 林 業							
建 設 業	17	1	14	2		2	15
製 造 業	95	24	52	19	4	48	43
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 ， 郵 便 業	24	10	11	3		7	17
卸 売 業 ， 小 売 業	3	1	2			1	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業							
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	17	7	8	2		2	15

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が27箇所ありました。
 2 調査対象事業所183所に占める調査完了事業所156所の割合（調査完了率）は、85.2%です。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
 「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サー
 ビス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）です。

第17表 給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	24.4 %	18.3 %	— %	57.3 %
課 長 級	19.4	11.7	—	68.9

第 18 表 定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	% 92.6	% 89.2	% 26.7	% 5.6	% 56.9	% 3.4	% 7.4
課 長 級	81.2	79.4	21.9	6.2	51.3	1.8	18.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第 19 表 初任給の改定状況

項目 学 歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	% 60.8	% (39.2)	% (60.8)	% —	% 39.2
高 校 卒	44.2	(33.1)	(66.9)	—	55.8

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものです。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第 20 表 初任給

学 歴	事 務 ・ 技 術 計	事 務	技 術
	円	円	円
大 学 卒	213,654	207,851	219,363
短 大 卒	178,136	178,001	178,221
高 校 卒	168,420	164,623	170,817

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものです。

第 21 表 家族（扶養）手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		87.1%
配偶者に家族手当を支給する		(86.5%)
家族手当制度がない		12.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,708円
	配偶者と子1人	18,389円
	配偶者と子2人	25,888円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

備考 職員の扶養手当の支給月額は、子 10,000円、子以外は1人につき6,500円（行政職給料表8級相当の場合は3,500円、行政職給料表9級相当の場合は支給なし）です。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算されます。

第 22 表 在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
43.7 %	(24.1) %	(75.9) %	56.3 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
21.2 %	78.8 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち、在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合です。

第 23 表 特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	357,007 円
	上 半 期 (A ₂)	357,899
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	702,341
	上 半 期 (B ₂)	842,314
特別給の支給割合	下 半 期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	1.97 月分
	上 半 期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.35
	年 間 計	4.32

(注) 1 技能・労務関係職種以外の職種の従業員についての支給状況です。

2 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間です。

第 24 表 冬季賞与の配分状況

区 分	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
2年冬季	% 49.8	% 50.2	% 44.0	% 56.0	% 43.2	% 56.8

第 25 表 職種別平均給与額等

(給与比較職種)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級 (企 業 規 模 別)		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		500人 以上	100人 以上 500人 未 満	50人 以上 100人 未 満
支 店 長	支 店 長	3	45.7	621,628	0	621,628	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 及 び 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	工 場 長	6	52.8	701,081	68	701,013				
事 務 部 長	事 務 部 長	118	54.0	590,020	625	589,395	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	技 術 部 長	148	51.6	621,215	221	620,994				
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	29	52.3	479,092	354	478,738	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	技 術 部 次 長	68	52.3	505,650	2,522	503,128				
事 務 課 長	事 務 課 長	224	51.2	504,850	6,174	498,676	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	8 級 ・ 7 級	6 級 ・ 5 級	5 級
	技 術 課 長	422	48.7	528,574	5,476	523,098				
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	39	48.7	469,481	33,997	435,484	上 記 課 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 課 長 に 直 属 し 部 下 に 係 長 等 の 役 職 者 を 有 す る 者 課 長 に 直 属 し 部 下 4 人 以 上 を 有 す る 者 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 一 係 長 間)	6 級 ・ 5 級	4 級	4 級
	技 術 課 長 代 理	101	45.9	426,656	45,513	381,143				
事 務 係 長	事 務 係 長	382	46.7	421,692	47,118	374,574	係 長 及 び 係 長 級 専 門 職	4 級 ・ 3 級	3 級	3 級
	技 術 係 長	562	44.2	475,953	68,427	407,526				
事 務 主 任	事 務 主 任	285	42.1	377,394	43,186	334,208	中 間 職 (係 長 一 係 員 間)	2 級	2 級	2 級
	技 術 主 任	393	37.8	395,057	52,459	342,598				
事 務 係 員	事 務 係 員	1,440	36.6	298,038	30,912	267,126		1 級	1 級	1 級
	技 術 係 員	1,783	33.2	301,103	40,570	260,533				

- (注) 1 「きまって支給する給与」とは、基本給、各種手当、時間外手当等月ごとに支給されるすべての給与をいいます。
 2 給与比較職種の表中「対応級」とは、公民給与比較における民間の職種に対応する行政職給料表の職務の級をいいます。
 3 「X」は、調査実人員が1人の場合です。
 4 中間職(〇〇-△△間)とは、〇〇と△△の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から、職責が〇〇と△△の間に位置付けられる者をいいます。

(その他の職種)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均給与月額				備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	20	47.2	478,987	2,626	476,361	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	9	43.2	432,793	65,544	367,249	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	6	32.8	373,596	75,330	298,266	下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	45	40.9	337,239	25,034	312,205	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	4	53.5	510,517	750	509,767	
	高 等 学 校 教 諭	46	44.5	412,747	14,240	398,507	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

第26表 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	79.7	20.3	—

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		28.7	17.8	71.3
非 管 理 職		45.5	37.4	54.5

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含みます。

(第28表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合です。

第28表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
66.1	67.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合です。

生計費、労働経済統計関係資料

第 29 表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 3 年 4 月分）

（長 野 市）

世帯人員 費目	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	円	円	円	円	円
食料費	29,470	47,240	55,180	63,110	71,040
住居関係費	43,590	53,070	45,700	38,330	30,960
被服・履物費	7,210	8,110	10,160	12,200	14,250
雑費 I	18,700	40,360	50,030	59,700	69,380
雑費 II	13,140	38,690	37,840	36,990	36,130
合計	112,110	187,470	198,910	210,330	221,760

（注） 1 総務省の「家計調査」における長野市（勤労者世帯）の 1 世帯当たりの支出金額に基づき算定しました。

2 各費目と家計調査大分類項目との対応関係は次のとおりです。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費 I・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第30表 労働経済指標

項目			年 月	令和2年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	長 野 県	きま つ て 支 給 す る 給 与	金 額	円 275,950	268,734	266,369	269,390	271,135	
			前 同 月 年 比	% △ 4.2	△ 2.2	△ 5.1	△ 1.0	0.2	
		う ち 所 定 内 給 与	金 額	円 255,528	251,480	250,045	252,292	252,616	
			前 同 月 年 比	% △ 2.9	0.0	△ 3.4	1.0	1.5	
	総 実 労 働 時 間 数			時間 151.1	132.5	144.9	149.2	137.3	
		う ち 所 定 外 労 働 時 間 数			時間 9.4	7.4	7.3	8.1	8.7
	全 国	きま つ て 支 給 す る 給 与	金 額	円 295,668	287,170	290,945	292,662	291,134	
			前 同 月 年 比	% △ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	
		う ち 所 定 内 給 与	金 額	円 272,921	268,587	272,241	272,186	269,946	
			前 同 月 年 比	% △ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4	
		総 実 労 働 時 間 数			時間 143.8	126.9	141.3	145.8	133.7
			う ち 所 定 外 労 働 時 間 数			時間 10.5	8.6	9.3	10.3
消 費 支 出	長 野 市	世 人 帯 員	人 3.19	2.90	3.08	2.97	3.11		
		金 額	円 262,473	215,854	312,705	331,022	289,792		
		前 同 月 年 比	% △ 20.2	△ 48.4	3.8	15.5	△ 14.3		
	全 国	世 人 帯 員	人 3.33	3.32	3.31	3.30	3.29		
		金 額	円 303,621	280,883	298,367	288,622	304,458		
		前 同 月 年 比	% △ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5		
雇 用 情 勢	有 効 求 人 倍 率	長 野 県	倍 率 1.29	1.14	1.08	1.05	1.02		
		全 国	倍 率 1.30	1.18	1.12	1.09	1.05		
	完 全 失 業 率			% 2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	
物 価	消 費 者 物 価 指 数	長 野 市	前 同 月 年 比	% 0.3	0.0	0.4	0.8	0.4	
		全 国	前 同 月 年 比	% 0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	
	国 内 企 業 物 価 指 数	前 同 月 年 比	% △ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6		

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」(2015年基準)及び「一般職業紹介状況(職業安定業務日本銀行「企業物価指数」(2015年基準)を加工して作成したものです。

(注) 1 「賃金・労働時間」は、事業所規模30人以上(パートタイム労働者を含む。)の数値です。
2 「きまって支給する給与」の前年同月比は、それぞれ指数を用いて計算しているため、実数(金額)

9 月	10 月	11 月	12 月	令和3年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
272,009	274,752	272,932	276,154	266,611	269,902	272,564	274,406	270,317
0.5	2.3	0.9	1.1	△ 2.5	△ 1.8	△ 0.8	△ 0.6	0.6
253,714	255,219	252,306	255,464	244,625	246,870	249,354	249,891	248,201
2.0	3.0	1.2	1.6	△ 3.2	△ 2.5	△ 1.5	△ 2.3	△ 1.3
144.8	149.0	148.2	146.8	137.9	144.1	145.6	156.0	140.1
8.6	9.2	9.4	9.9	10.7	11.6	11.8	12.1	10.8
292,878	296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857
△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6
271,743	273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920	272,097
0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4
140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136
10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1
3.01	3.06	3.12	3.05	3.20	3.14	3.21	3.35	3.30
276,456	279,113	276,193	337,374	284,499	330,343	422,772	321,867	291,481
△ 6.8	5.5	△ 40.5	△ 3.3	△ 7.5	27.8	41.3	22.6	35.0
3.28	3.28	3.28	3.27	3.28	3.28	3.27	3.27	3.28
304,161	312,334	305,404	333,777	297,629	280,781	344,055	338,638	317,681
△ 7.7	2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5	13.1
1.03	1.05	1.08	1.13	1.17	1.19	1.25	1.30	1.32
1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0
0.2	△ 0.4	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.3	0.2
0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1
△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.8	5.1

統計)、総務省「家計調査報告」、「消費者物価指数」(2015年基準)及び「労働力調査報告」並びに

から計算される増減率とは必ずしも一致しません。

参 考

人 事 院 勧 告 等 の 概 要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行いました。併せて、公務員人事管理について報告し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行いました。

○ 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を調査 (完了率 82.7%)

〈月 例 給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

〈ボ ー ナ ス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月 例 給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

〈ボ ー ナ ス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275 月 (支給済み)	1.125 月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

- ・ 法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適應できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日